

## 苫小牧市オーダーメイド移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市（以下「本市」という。）への移住の促進及び地域産業における人手不足の解消に資するため、本市に転入（住民基本台帳法（昭和41年法律第81号）第22条第1項の規定による転入をいう。以下同じ。）をした者に対して予算の範囲内で苫小牧市オーダーメイド移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に転入する以前に、苫小牧市オーダーメイド移住ガイドにより市内を巡覧した者又は苫小牧市長（以下「市長」という。）が認める移住関連事業に参加した者であって、次の要件を全て満たすもの。
    - ア 直前に5年以上連続して市外に居住した後、本市に転入していること。
    - イ 申請時において、転入後1年以内であること。
    - ウ 申請時において、18歳以上50歳未満の者であること。
    - エ 本市への転入が本人の転勤、出向等による勤務地の変更に起因するものではないこと。
    - オ 申請時まで市内の事務所又は事業所に就業（国家公務員又は地方公務員としての就業を除く。）をしていること。
    - カ 本人の属する世帯の世帯員がいずれも支援金の交付を受けていないこと。
    - キ 日本人である者若しくは外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者の在留資格を有する者であること。
    - ク 暴力団等の反社会的勢力に属する者及び反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
    - ケ その他市が支援金の交付対象者として不相当と認めた者でないこと。
  - (2) 苫小牧UIJターン新規就業支援事業に係る移住支援金の交付決定を受けている者
  - (3) その他特別な事情があると市長が認める者
- 2 本人が、フリーランス、テレワーク等で働き、市長が適当と認める場合は、前項第1号オの規定は、適用しない。

### (交付金額)

第3条 支援金の額は、交付対象者1人当たり5万円とする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、苫小牧市オーダーメイド移住支援金交付申請書（様式1号）に市長が定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受けて、内容を審査し適当と認めたときは、支援金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(請求)

第6条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、苫小牧市オーダーメイド移住支援金請求書（様式2号）を市長に提出するものとする。

(調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告又は書類の提出を求める等の調査を行うことができる。

(返還等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全額の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書その他の書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 第3条第2号の交付決定を取り消されたとき。
- (3) 前2号に掲げる理由のほか、市長が支援金を交付することが不相当と認めるとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に本市に転入した者に適用する。